

「重要問題」に係る行政機関の 制定法解釈と Chevron 敬讓

森 田 崇 雄

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 Chevron 法理における重要問題特例
 - 第1節 Chevron 法理
 - 第2節 重要問題特例
 - (1) Brown 判決：重要問題特例の萌芽
 - (2) 重要問題特例の論拠とそれに対する批判
- 第3章 重要問題特例に係る重要判例の検討
 - 第1節 重要問題特例の適用が否定された事例
 - (1) Massachusetts 判決：重要問題特例の変容
 - (2) Arlington 判決：重要問題特例の否定？
 - 第2節 重要問題特例が適用された事例
 - (1) UARG 判決：重要問題特例の再興
 - (2) King 判決：Chevron 法理の枠組みからの除外としての重要問題特例
- 第4章 重要問題特例をめぐる議論
 - 第1節 重要問題特例の適用における一貫性の欠如
 - 第2節 Chevron 法理の枠組みの中で重要問題特例を適用する場合の問題点
 - 第3節 Chevron 法理の適用可否審査として重要問題特例を適用する場合の問題点
- 第5章 おわりに

第1章 はじめに

行政国家化が進む先進諸国においては、国家の任務が飛躍的に増加するとともに、行政機関が委任立法を行う範囲が拡大されつつあり、委任立法に対する統制の重要性が増している。アメリカでは、行政機関が策定した行政立法に係る司法審査の枠組みとして、Chevron 法理が確立されている。Chevron 法理とは、1984年の Chevron 判決¹⁾で示された行政機関の制定法解釈に対する裁

1) Chevron U.S.A. Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc., 467 U.S. 837 ↗

判所の敬讓原則のことである。

近時、アメリカでは、この Chevron 法理の適用をめぐる混乱が生じている。この混乱は、「重要問題特例 (major questions exception)²⁾」に関わるものである。重要問題特例とは、経済的かつ政治的に重要な制定法の規定に関する行政機関の解釈に対しては敬讓を排除するという Chevron 法理における修正原則のことである。連邦最高裁は、大気浄化法 (Clean Air Act) に基づく温室効果ガス規制の可否が争点となった2014年の UARG 判決³⁾ や、いわゆるオバマケアの一環として2010年に制定された医療保険改革法 (Patient Protection and Affordable Care Act) の規定の解釈が問題となった2015年の King 判決⁴⁾ において、この「重要問題特例」を適用しているが、両判決については重要問題特例の一貫性のない適用を生み出したとして多くの批判が寄せられており⁵⁾、

↘(1984). Chevron 判決を紹介する日本語文献については、枚挙にいとまがないが、さしあたり、竹中勲「規則制定の司法審査の基準」判例タイムズ564号73頁 (1985年)、畠山武道「アメリカ環境法の動向——最近の連邦最高裁判決から (その3) ——パブル概念をめぐる紛争——」判例タイムズ577号17頁 (1986年)、黒川哲志『「法解釈における行政裁量論」への序説——米国における行政解釈尊重原則を手がかりとして』帝塚山大学教養学部紀要46号1頁 (1996年)、筑紫圭一「アメリカ合衆国における行政解釈に対する敬讓型司法審査 (上), (下・完)」上智法学論集48巻1号113頁 (2004年)、48巻2号39頁 (2005年)、同「米国における行政立法の裁量論 (三)」自治研究86巻10号101頁 (2010年)、正木宏長「行政法と官僚制 (3)」立命館法学303号49頁 (2005年)、今本啓介「アメリカ合衆国における行政機関による制定法解釈と司法審査 (1) ~ (3) ——法規命令・行政規則二分論の再検討をめざして——」商学討究59巻4号99頁、60巻2=3号131頁 (以上、2009年)、61巻1号159頁 (2010年)、常岡孝好「判批」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』20頁 (有斐閣、2012年)、海道俊明「行政機関による制定法解釈と Chevron 法理 (一)」神戸法学雑誌66巻3=4号65頁 (2017年) 等参照。

- 2) 重要問題特例に係る先行業績として、釧持麻衣「アメリカにおける立法権委任法理の変遷と新たな展開 (二・完)」自治研究90巻8号110頁 (2014年) が詳細な判例分析を行っている。なお本稿でいう重要問題特例について、同論文では「重要問題テーゼ」という用語が用いられている。
- 3) *Utility Air Regulatory Group v. Environmental Protection Agency*, 134 S. Ct. 2427 (2014).
- 4) *King v. Burwell*, 135 S. Ct. 2480 (2015).
- 5) *See, e.g., Note, Major Question Objections*, 129 HARV. L. REV. 2191, 2202 (2016) ↗

今後、連邦最高裁が重要問題特例をどのような形で適用していくかについて様々な議論がなされている。

このような重要問題特例の適用の在り方は、Chevron 法理の枠組み自体を大きく変容させるものである。そこで本稿では、Chevron 法理における重要問題特例が、近時の連邦最高裁判決においてどのような形で適用されており、それはアメリカにおける行政立法の司法的統制の在り方に対してどのような影響を及ぼしうるのかについて分析を試みる。

第2章 Chevron 法理における重要問題特例

第1節 Chevron 法理

連邦最高裁は1984年の Chevron 判決において行政立法に対する司法審査における敬讓的な枠組みを構築した。これは2段階の審査から構成され、第1に、連邦議会が争点となっている制定法の解釈上の問題について直接に言及しているかどうか（制定法の文言が行政機関の解釈を排除しているかどうか）を審査し（Chevron ステップ1）、第2に、制定法の規定から議会意図が不明確である場合、行政機関の解釈が合理的であるかどうかを審査する（Chevron ステップ2）というものである⁶⁾。

Chevron 法理は、制定法の規定について議会意図が不明確である場合、連邦議会は行政機関に対して当該規定に係る解釈権限を委任することを意図しているという前提に依拠している⁷⁾。さらに、その前提は、制定法の解釈は必然

↘[hereinafter *Major Question Objections*].

6) *Chevron*, 467 U.S. at 842-843.

7) *Id.* at 843-44. Chevron 判決によれば、連邦議会による行政機関への解釈権限の委任には黙示的な委任も含まれる (*id.* at 844.)。ただし、裁判所は一般的に、特定の制定法の規定において連邦議会が行政機関に対して解釈権限を委任することを実際に意図していたかどうかを判断することは不可能であり、黙示的な委任はフィクションにすぎないとされる (*See Antonin Scalia, Judicial Deference to Administrative Interpretations of Law*, 1989 DUKE L.J. 511, 517 (1989).)。

また、裁判所による行政機関への「敬讓」は、連邦議会による行政機関への制定法の解釈権限の「委任」を前提とするが、どのようにして（フィクションとして）

的に政策決定を伴うものであり、連邦議会は争点となっている事柄に関して専門性と政治的アカウンタビリティにおける優位性をもつ行政機関の方が裁判所よりも政策決定を行うのに適した存在であると捉えている、という考えに基づくものである⁸⁾。

また、2001年に連邦最高裁は、Mead 判決⁹⁾において、いかなる種類の行政機関の制定法解釈であれば Chevron 法理の敬讓的な枠組みが適用されるのかを決定する Chevron 法理の適用可否審査 (Chevron ステップ 0) を導入した¹⁰⁾。Mead 判決によれば、Chevron 法理の敬讓的な枠組みは、議会が行政機関に対して、裁決や告知・コメント手続を経た規則制定の権限を付与すること等を通じて、法的拘束力を有する規則を作ることを一般的に委任しており、かつ行政機関の解釈がそのような権限の行使において公表されている場合に適用

ㄨ)の委任の議会意図を認識するかについては議論がある。例えば、スカリア裁判官は、制定法の規定が不明確である場合は常に、連邦議会は行政機関に対して合理的な解釈の範囲内でその不明確性の解決を委ねることを意図する、と擬制すべきであるとす⁸⁾ (Scalia, *id.* at 514-17.)、プライアー裁判官は、裁判所が事案ごとに諸要素を考慮した上で、連邦議会が当該制定法の不明確性の解決を行政機関と裁判所のどちらに委ねることを望むと考えられるかを判断することによって、事案ごとに委任の議会意図を推定すべきであるとする (Stephen Breyer, *Judicial Review of Questions of Law and Policy*, 38 ADMIN. L. REV. 363, 370-71 (1986.)). 後述する Mead 判決は、両者のアプローチの中間に位置するものといえる。

8) *See Chevron*, 467 U.S. at 843-45. Chevron 判決は、連邦議会による行政機関への制定法の解釈権限の「委任」の意図を裁判所が推認する実質的根拠として、行政機関の①専門性や②政治的アカウンタビリティにおける優位性に言及する (*See id.* at 865-66.)。すなわち、Chevron 法理は、①行政機関は日々の所管制定法の執行を通じて当該制定法について専門的知識を有すること、②行政機関は民主的に選ばれた大統領の統制に服するため、選挙を受けない裁判官よりも政治的アカウンタビリティの点で優れていることを基底としつつ、黙示的委任という構成をとっているものと理解されている (筑紫「敬讓型司法審査(上)」・前掲注(1)125頁)。

9) *United States v. Mead Corp.*, 533 U.S. 218 (2001). 本判決の日本語の評訳として、嶺坂尚「*United States v. Mead Corp.* (121 S. Ct. 2164 (2001)) —— 解釈規則の司法審査基準 ——」法と政治53巻3号113頁(2002年)がある。

10) *See* Cass R. Sunstein, *Chevron Step Zero*, 92 VA. L. REV. 187 (2006). Chevron ステップ0を紹介する日本語文献として、瀧圭吾「Chevron Step Zero とは何か」学習院大学法学会雑誌50巻1号173頁(2014年)参照。

される¹¹⁾。Mead 判決は、議会在公正性と熟慮を促進する比較的フォーマルな行政手続を規定する場合¹²⁾に、議会在行政機関に対して解釈権限を委任していると理解されるべき、という考えに依拠するものであり、手続的な指標をもって連邦議会在行政機関への委任の有無を判断するものである¹³⁾。

第2節 重要問題特例

(1) Brown 判決：重要問題特例の萌芽

重要問題特例とは、特定の「経済的かつ政治的に重大な」制定法の規定に係る行政機関の解釈に対しては、裁判所は Chevron 法理における例外として敬讓を払わないというものである。この重要問題特例を形成したとされるのは、Brown 判決¹⁴⁾である。以下では、同判決の事案と判旨について簡単に紹介し

11) *Mead*, 533 U.S. at 226-27. 行政機関が立法規則 (legislative rule) を制定する場合、原則として、行政手続法 (Administrative Procedure Act) 533条に基づき、告知・コメント手続 (規則案の事前告知, 利害関係者への意見提出の機会の付与, および最終規則における規則制定の根拠と目的の概要の説明等) を履践する必要がある (5 U.S.C. § 553)。立法規則は、行政機関が議会在委任に基づいて定める法的拘束力を有する規則であり、日本における法規命令に相当するものである。Mead 判決によれば、立法規則は上記のような比較的フォーマルな行政手続を経て制定されるため、Chevron 法理に基づく敬讓の対象になる。

12) *Id.* at 230.

13) Adrian Vermeule, *Introduction: Mead in the Trenches*, 71 GEO. WASH. L. REV. 347, 355 (2003). ただし、Mead 判決は、フォーマルな行政手続が義務付けられていない場合にも Chevron 法理が適用される可能性があることを付言している (*Mead*, 533 U.S. at 231)。また、Chevron 法理が適用されない解釈規則 (interpretive rule) における行政機関の制定法解釈に対しては、Skidmore 判決に基づき行政解釈に「説得力」がある限りでより程度の低い尊重を受ける可能性がある (*See Skidmore v. Swift & Co.*, 323 U.S. 134 (1944), 常岡孝好「解釈規則 (interpretive rules) について」塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革 (上)』511頁 (有斐閣, 2001年) も参照)。

14) *Food and Drug Administration v. Brown & Williamson Tobacco Corp.*, 529 U.S. 120 (2000). 本判決の日本語の評釈として、稲葉治久「*Food and Drug Administration v. Brown & Williamson Tobacco Corp.*, ___ U.S. ___, 120 S.Ct. 1291 (2000) ——米食品医薬品局 (Food and Drug Administration, 以下, FDA という) には、食品医薬品化粧品法 (Food, Drug, and Cosmetic Act, 以下, FDCA と

ておく。

食品医薬品化粧品法 (Food, Drug, and Cosmetic Act) は、食品医薬品局 (Food and Drug Administration) に対して、「薬物 (drug)」および「薬物摂取器具 (device)」を規制する権限を付与していた¹⁵⁾。食品医薬品局は、同法に基づくタバコ製品の規制権限を長年否定してきたが、1996年に、ニコチンが「薬物」に該当し、それを摂取するためのタバコ製品は「薬物摂取器具」に該当するとして、タバコ製品の販売等を規制する立法規則を制定した¹⁶⁾。これに対し、タバコ製品の関連業者が当該規則の違法性を争ったのが本件である。

連邦最高裁は、Chevron ステップ1において、食品医薬品局の解釈が食品医薬品化粧品法の他の規定と相容れないこと¹⁷⁾ や、他のタバコ関連立法が食品医薬品局の規制を黙示的または明示的に先占していること¹⁸⁾ 等を指摘し、5対4の判決¹⁹⁾ で食品医薬品局の立法規則を無効とした。

さらに本判決は、別の根拠として、「連邦議会が行政機関に経済的かつ政治

ゝいう)のもとで、タバコ製品の販売や広告を規制する管轄権はないとした事例」アメリカ法 [2001-1] 254頁 (2001年)、藤倉皓一郎「薬物を体内へ取り込む用具としてタバコを規制する権限——Food and Drug Administration v. Brown & Williams Tobacco Corp., 120 S. Ct. 1291 (2000)」ジュリスト1183号195頁 (2000年)がある。

15) 21 U.S.C. §§ 321(g)-(h), 393.

16) 61 Fed. Reg. 44,397 (1996).

17) See 529 U.S. at 133-43.

18) See *id.* at 143-59.

19) 法廷意見はオコナー裁判官が執筆した(レンキスト、スカリア、ケネディ及びトーマス裁判官が同調)。なお、本判決にはブライアー裁判官による反対意見(ステイーヴンズ、スーター及びギンズバーク裁判官が同調)が付されており、同意見は食品医薬品化粧品法を字義通りに解釈すれば、タバコ製品が同法の適用範囲に含まれることは明白であること、また同法の根本的な目的が公衆衛生の保護にあるため、その範疇にタバコ製品を含めることは、その立法趣旨に合致することを指摘した上で、同法はタバコ問題について食品医薬品局がどのような対策を講ずるかについて制限を課しておらず、その後制定された法律も、食品医薬品局がタバコ製品について管轄権を行使できないとは言及していない以上、連邦議会が明示的に食品医薬品局にタバコ製品の規制に係る管轄権を付与していないからといって、管轄権の否定にはつながらないと述べた。*Id.* at 1316-31 (Breyer, J., dissenting).

的に重要な政策決定を委任する際に用いる可能性が高い方法について、当裁判所は一定程度常識に従って判断しなければならない²⁰⁾と指摘した上で、「連邦議会がまさに争点となっている問題について直接に言及しているかどうかに関する当裁判所の判断は、少なくとも一定程度は、提示された問題の性質によって形成される。行政機関による自己が執行する制定法の解釈に対する Chevron 法理に基づく敬讓は、制定法の曖昧さが連邦議会から当該行政機関への当該制定法の隙間を埋める権限の默示的な委任を示すという理論を前提としている。しかしながら、例外的な事案においては、連邦議会がそのような默示的な委任を意図していると結論付けることを躊躇する理由が存在しうる。……当裁判所は、連邦議会が曖昧な方法で経済的かつ政治的に重大な決定を行政機関に委任することを意図しないと確信している²¹⁾と述べた。つまり、連邦最高裁は、連邦議会は本件で争点となっている問題（食品医薬品局が食品医薬品化粧品法に基づきタバコ製品に対する規制権限を有するかどうか）について直接に言及しており、当該規制権限を有するという食品医薬品局の解釈を明確に排除していると結論づけた。

(2) 重要問題特例の論拠とそれに対する批判

ここでは、Brown 判決後、重要問題特例がどのような考え方を論拠とするものと捉えられており、またそれに対してどのような批判が存在するのかを整理しておく。

重要問題特例は、合理的な立法者は行政機関が特に重要な政策決定を行うことを望まないであろうという考えに基づくものである²²⁾。これは、憲法が立法権を連邦議会に帰属させ、かつ権力分立を基調としている以上、重要な政策決定は連邦議会が行うことが想定されているということ（論拠①²³⁾）、および行政機関が自己の制定法上の権限にかかわる重要問題について判断する場合、行

20) 529 U.S. at 133.

21) *Id.* at 160.

22) *Major Question Objections*, *supra* note 5, at 2197-98.

23) Jacob Loshin & Aaron Nielson, *Hiding Nondelegation in Mouseholes*, 62 ADMIN. L. REV. 19, 53 (2010).

政機関は自己の権限を拡大する危険性があるということ（論拠②）²⁴⁾を論拠とするものと理解されてきた。

しかしながら、対象となる決定の政治的かつ経済的な重要性があまりに大きいという上記の論拠に対しては、行政機関は常に重要問題について決定を下しているのであって、実際 Chevron 判決自体も大きな影響を伴う従来の解釈に対する「重大な再考に関するもの」であったとの指摘がある²⁵⁾。また、争点となっている問題が重要問題に当たるか否かの判断は困難であり、予測可能性や法的安定性を損なうとして、このような論拠に基づく重要問題特例に対して批判が寄せられている²⁶⁾。

さらに、問題の過度の重要性を論拠とする重要問題特例に対しては、Chevron 敬讓の根拠となる行政機関の「専門性」および「政治的アカウントビリティにおける優位性」との整合性に関する批判がある。すなわち、経済的かつ政治的に重要な問題は、むしろ専門性や政治的アカウントビリティにおける優位性をもつ行政機関が決定を行うべきであり、連邦議会が行政機関の判断よりも裁判所の判断を要求すると考える理由は存在しないというものである²⁷⁾。

上記の論拠のほか、重要問題についての判断を連邦議会が行政機関に委任することを認めることは、実質的に立法権限を立法部から執行部に委譲することを認めることになり、委任禁止法理（*nondelegation doctrine*）²⁸⁾に抵触する

24) Sunstein, *supra* note 10, at 232-33.

25) *Id.* at 232. なお Chevron 判決では、大気浄化法の「固定発生源（stationary source）」という曖昧な文言の解釈について、EPA が事業所内の「個々の施設」を指すという従来の解釈を改め、「事業所全体」を指すという定義を新たに採用する立法規則を制定したため、環境保護団体が当該規則を争った事案において、EPA の法解釈の合理性が肯定された。EPA の新解釈によって、事業者は事業所全体の総排出量を増加させない限り、新規固定発生源に対して課せられる厳格な規制を受けることなく個々の施設の改廃が可能となるため、Chevron 判決自体が大気環境政策において大きな影響を伴う重大な解釈変更の事案であったといえる。

26) Loshin & Nielson, *supra* note 23, at 45-48; Sunstein, *supra* note 10, at 243.

27) Sunstein, *supra* note 10, at 233.

28) 「委任禁止法理」という用語は、議会の立法権を他の機関へ委任すること禁止

可能性があるため、重要問題特例の適用によって默示的委任の推定を例外的に否定することで委任禁止法理との抵触を回避できるということ（論拠③）が重要問題特例を正当化する論拠として主張されることがある²⁹⁾。

しかし、この論拠に対しては、委任禁止法理の本質が、連邦議会が重要な制定法上の政策を打ち出すことを確保することであるならば、重要問題について行政機関に広範な権限を与えているとも読める制定法上の文言を裁判所が実質的に書き換える（すなわち重要問題特例の発動によって行政機関に広範な制定法解釈権限を認めない）という方策は、委任禁止法理とは相容れないとの批判がある³⁰⁾。

第3章 重要問題特例に係る重要判例の検討

第1節 重要問題特例の適用が否定された事例

(1) Massachusetts 判決³¹⁾：重要問題特例の変容

大気浄化法（Clean Air Act, 以下「CAA」とする）第202条(a)(1)は、自動

とする法理という意味で用いられる場合（固有の意味の委任禁止法理）と、議会が他の機関へ立法権を委任する際の限界を画す法理（つまり、いい加減な立法権の委任は許されないが、一定の条件を充たせば立法権の委任を許容する法理）という意味で用いられる場合があるが（駒村圭吾「アメリカ合衆国における『立法権委任法理』の展開（一）——合衆国最高裁判例の動向と法理の実態が意味するもの——」法学研究67巻3号27～28頁（1994年）。）、本稿では後者の意味でこれを用いる。なお後者の意味で用いられる「委任禁止法理」は「委任法理（delegation doctrine）」とも表現される。重要問題特例と委任（禁止）法理との関係について、詳しくは叙持・前掲注（2）120～124頁参照。

29) John F. Manning, *The Nondelegation Doctrine as a Canon of Avoidance*, 2000 SUP. CT. REV. 223, 237 (2000); see also Sunstein, *supra* note 10, at 244-45.

30) Manning, *supra* note 29, at 228; see also Sunstein, *supra* note 10, at 256-57.

31) *Massachusetts v. EPA*, 549 U.S. 497 (2007). 本判決の日本語の評釈として、大坂恵里「連邦環境保護庁の温室効果ガス排出規制権限——*Massachusetts v. EPA*, 127 S.Ct. 1438 (2007)——」比較法学42巻2号308頁（2009年）、前田定孝「判例研究 温室効果ガス対策につき、原告である州が、環境保護庁長官が大気浄化法に基づく規則制定をしなかったことを違法であると主張して提起した訴えが、認容された事例：*Massachusetts v. EPA*, 127 S. Ct. 1438 (2007)」三重大学法経論叢26巻1号79頁（2008年）、本田圭「温室効果ガス排出規制に関する米国最高裁判決 *Massachusetts*」

車の排出ガス規制に係る基準を規則によって定める権限を環境保護庁 (Environmental Protection Agency, 以下「EPA」とする) に与えている³²⁾。1999年10月、環境保護団体は EPA に対して新車からの温室効果ガス排出規制を求める規則制定の請願を提出したが、EPA は、温室効果ガスは CAA 上の「大気汚染物質」に含まれず、同法は EPA に対して温室効果ガスを規制するための規則を發布する権限を与えていないという理由から請願を棄却した³³⁾。そこで、マサチューセッツ州や環境保護団体等が、EPA の決定が違法であるとして出訴し、CAA に基づく新車対象の温室効果ガス排出規制を求めたのが本件である。

本件では、① EPA が CAA に基づき新車からの温室効果ガスの排出を規制する権限を有するか、および② EPA が当該権限を有する場合に規則制定の拒否が許容されるかが争点となった。連邦最高裁は、①について、CAA は「大気汚染物質」を「周辺の大気……に排出される又は流入する何らかの物理的、化学的な……物質又は物体を含む、何らかの大気汚染因子又はそのような因子の混合物」³⁴⁾と定義しているが、温室効果ガス（本件では、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素およびハイドロフルオロカーボン）は明らかに「周辺の大気……に排出される物理的、化学的な……物質」に含まれると述べた。すなわち、本判決は、Chevron ステップ1において、「当該制定法は曖昧ではない」³⁵⁾と判断し、CAA の文言は EPA の解釈を排除していると結論づけた。その上で、本判決は、②については、温室効果ガスが「公衆の健康又は福祉を脅かすことが合理的に予想される大気汚染物質を生じさせる又はそれに寄与する」という「判断」を形成した場合には、規則制定をしなければならないと判示した³⁶⁾。

↘v. EPA について」NBL 873号9頁（2008年）等がある。

32) 42 U.S.C. § 7521(a)(1).

33) 68 Fed. Reg. 52,922 (Sept. 8, 2003).

34) 42 U.S.C. § 7602 (g).

35) 549 U.S. at 529.

36) なお、Massachusetts 判決の争点②で問題となった「判断」の形成は、EPA ↗

EPA は規則制定の請願を棄却するにあたって、CAA の広範な文言で表現された規定を温室効果ガスの排出を規制するために利用することは、Brown 判決で問題となった「タバコを規制する食品医薬品局の試みよりも、さらに大きな経済的かつ政治的な影響を及ぼすであろう」³⁷⁾ ということを理由としていた。これに対して、本判決は、EPA が Brown 判決に依拠したことは「見当違い」³⁸⁾ であったとした上で、以下の2点を指摘して、本件と Brown 判決の事案を区別した。すなわち第1に、タバコ製品に係る規制は、これまで連邦議会が当該製品を市場から取り除くことを意図したことはないという「常識的な」直感に反する一方で、EPA が地球規模の気候の変調をもたらす物質の排出を削減できるという考えと直感的に相反するものは存在しないこと³⁹⁾、第2に、Brown 判決においては、「食品医薬品局が食品医薬品化粧品法に基づきタバコを規制する権限を欠いているという食品医薬品局の一貫した継続的な言明を背景とした」連邦議会の一連の立法が存在したが、本件においては、EPA が新車からの温室効果ガスを規制することと矛盾する何らかの議会の行為は存在せず、また EPA が自己の温室効果ガスに係る規制権限を否定したことを背景とする連邦議会による立法もなされていないこと⁴⁰⁾ である。これらを指摘した結果、本判決は重要問題特例を適用すること無く、Chevron ステップ1において EPA の解釈を退けた。

以上のような Massachusetts 判決の判断に対しては、同判決と Brown 判決の事案における「重要性」が類似しているということを本質的に無視した結果

↘が2009年12月に公表した6種類の主要温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄）に係る「危険性認定 (Endangerment Finding)」によって行われた。Endangerment and Cause or Contribute Findings for Greenhouse Gases under Section 202 (a) of the Clean Air Act; Final Rule, 74 Fed. Reg. 66,496 (Dec. 15, 2009).

37) Control of Emissions from New Highway Vehicles and Engines, 68 Fed. Reg. 52,922, 52,928 (Sept. 8, 2003).

38) 549 U.S. at 530.

39) *Id.* at 531 (quoting *Brown*, 529 U.S. at 133).

40) *Id.* at 531 (quoting *Brown*, 529 U.S. at 144).

として重要問題特例の適用が簡単に退けられているとの批判がある⁴¹⁾。

また本判決は、CAA に基づく温室効果ガスの規制という重大な経済的影響を伴う問題について EPA の広範な権限の付与を認めることによって、重要問題特例の根拠と考えられていたものに対して疑義を生じさせるに至った。具体的には、少なくとも、本判決が EPA の権限の拡大を積極的に認める判断を示したことから、行政機関の権限の拡大の危険性ゆえに連邦議会は行政機関に重要問題に係る解釈権限を委任しないと考えられるという論拠（第2章第2節(2)で述べた論拠②）が否定され、さらに本判決が CAA の定義規定における「大気汚染物質」という抽象的な文言をもって温室効果ガスの規制を許容する判断を示したことから、委任禁止法理に基づく論拠（論拠③）は否定されたようにも考えられる⁴²⁾。この点で、本判決は、Brown 判決において示された重要問題特例を大きく変容させるものであった。

他方で、本判決が EPA の自制的な解釈（温室効果ガスの規制は重要問題であるため EPA は規則制定によって規制権限を得ることはできないとするもの）を排斥したことを受けて、本判決後、重要問題特例の論拠として、（行政機関が自己の権限を拡大する解釈を採るか否かは関係なく）重要な政策決定については連邦議会が判断を下すことが想定されており、議会は行政機関が判断を下すことを望んでいないというもの（論拠①）が有力視されるようになったとの指摘がある⁴³⁾。

重要問題特例の論拠を上記論拠①であると捉えた場合、本判決は以下のように整理できるものと思われる。本判決は、CAA 第202条(a)(1)における「大気汚染物質」に温室効果ガスが含まれることが明らかであると判示したわけではなく、あくまで CAA の定義規定における「大気汚染物質」に温室効果ガスが

41) See, e.g., Abigail R. Moncrieff, *Reincarnating the "Major Questions" Exception to Chevron Deference as a Doctrine of Noninterference (or Why Massachusetts v. EPA Got It Wrong)*, 60 ADMIN. L. REV. 593, 598 (2008).

42) *Major Question Objections*, *supra* note 5, at 2199.

43) *Id.* at 2199. See also Jody Freeman & Adrian Vermeule, *Massachusetts v. EPA: From Politics to Expertise*, 2007 SUP. CT. REV. 51, 76-77 (2007).

含まれないという EPA の解釈は明らかに議会の意図に反しており、実際に個別の文脈（本件でいえば新車からの排出ガス規制に係る文脈）で「大気汚染物質」に温室効果ガスが含まれるかは、温室効果ガスが「公衆の健康又は福祉を脅かすことが合理的に予想されうる大気汚染物質を生じさせる又はそれに寄与する」かどうかという科学的判断によるものとする⁴⁴⁾。つまり、本判決は「大気汚染物質」に何が含まれるかの判断は「政策的判断ではない」と整理している。したがって、本判決は「大気汚染物質」に係る定義規定は曖昧ではなく、それに温室効果ガスが含まれるかどうかの判断について EPA の裁量はないとすることで、当該規定について EPA には政策的判断をする余地はない以上、重要問題特例は適用されないと判断したものと考えられる。

(2) Arlington 判決⁴⁵⁾：重要問題特例の否定？

通信法 (Communications Act) は州政府又は地方政府に対して、テレビ通信の施設（電波塔やアンテナ等）の敷設申請に対して「当該申請が適切になされた後、合理的な期間内に」決定を下すことを要求している⁴⁶⁾。連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) は、「合理的な期間」という文言は既存の電波塔に新たなアンテナを設置する申請に関して90日、それ以外の申請に関して150日であると定める宣言裁定 (Declaratory Ruling)⁴⁷⁾ を公表した。これに対し、アーリントン市等が、連邦通信委員会は通信法の規定を解釈してテレビ通信施設の敷設申請の審査に係る最終期限を課す権限を有しないと主張して、当該宣言裁定の違法性を争ったのが本件である。

原告らは、Chevron 判決の枠組みは行政機関の権限の範囲を画定する制定法の規定に対して適用されないと主張したが、連邦最高裁は以下のように述べてこれを退けた。

44) See The Supreme Court 2013 Term: Leading Cases, *Clean Air Act—Stationary Source Greenhouse Gas Regulation—Utility Air Regulatory Group v. EPA*, 128 HARV. L. REV. 361, 366 (2014) [hereinafter *The Supreme Court 2013 Term*].

45) *City of Arlington v. Federal Communications Commission*, 133 S. Ct. 1863 (2013).

46) 47 U.S.C. § 332(c)(7)(B)(ii).

47) 24 FCC Rcd. 13,994 (Nov. 18, 2009).

「本件における問題は、行政機関の制定法上の権限（すなわち当該行政機関の管轄権）の範囲にかかわる制定法上の不明確性に係る行政機関の解釈に対して、裁判所が Chevron 法理の下で敬讓しなければならないかどうかである。敬讓に反対する主張は、行政機関の解釈には2つの異なる種類が存在するという前提に依拠している。すなわち、行政機関の『管轄権』を画定する解釈——おそらく重大で重要なもの——と、行政機関が明らかに有する管轄権の単なる適用であるもの——単調でありふれたもの——である。この前提は誤りである。その理由は『管轄権に関する』解釈と『管轄権とは関係のない』解釈の間の差異は幻想であるからである。どれだけ枠組みを構築しようとしても、制定法を執行する行政機関の制定法解釈を審査する際に裁判所が対処する問題は常に、単純に、当該行政機関が自己の制定法上の権限の範囲内に留まっているかどうかである。」⁴⁸⁾

「連邦最高裁判所判例集には、行政機関による自己の管轄権の範囲に係る解釈に対して Chevron 法理が適用された事例が多く存在する。そして当裁判所は、行政機関の自己の権限の拡大に係る懸念が頂点に達する場合、すなわち行政機関による自己の権限の範囲を拡張する解釈が規制スキームにおける根本的な変化をもたらしたと考えられる場合に、Chevron 法理を適用してきた。FDA v. Brown & Williamson Tobacco Corp., 529 U.S. 120 (2000) において、出発点となる問題は、『タバコ製品を規制する権限』という著しく『経済的かつ政治的に重要な事項』に係る問題に関する食品医薬品局の主張を『分析するための適切な枠組み』であった。当裁判所は、『本件は行政機関による自己が執行する制定法の解釈にかかわるものであるので』Chevron 法理が適用されると判示した。」⁴⁹⁾

「Chevron 法理を『管轄権に関する』解釈に適用することは『キツネに鶏小屋を託す (leaves the fox in charge of henhouse)』⁵⁰⁾ ことであると主張する

48) 133 S. Ct. at 1868.

49) *Id.* at 1872.

50) *Id.* at 1874. 「キツネに鶏小屋を託す」というフレーズは、鶏はキツネの大好物

人々は、『管轄権に関する』解釈という別個のカテゴリーが存在しないという現実を見落としている。鶏小屋の中のキツネという現象の回避は、行政機関の意思決定において敬讓の対象とならない専断のかつ定義不能なカテゴリーを確立することによってではなく、行政機関の権限に対する制定法上の制限をすべからず真摯に受け止め、かつ厳格に適用することによって行われなければならない。連邦議会が明確な線引きを設けた場合、行政機関はそれを逸脱することはできず、また連邦議会が曖昧な線引きを設けた場合、行政機関はその曖昧さが明らかに許容すると考えられることができるにすぎない。しかし、後者のルールを厳格に適用するにあたって、裁判所は、提示された解釈問題が『管轄権に関する』ものであるかどうかに関して時間をかけて頭を悩ませる必要はない。もし『行政機関の解答が当該制定法の許容しうる解釈に基づくものである』ならば、それでこの問題は終わりである。⁵¹⁾

上記のような本判決の判断は、あくまで Chevron 法理の適用における管轄権に関する規定とそうでない規定の区別を否定するものであったが、これは同様に Chevron 法理の適用において重要問題とそうでない問題を区別するという重要問題特例の考え方を否定するものとしても機能しうるとの指摘がある⁵²⁾。

第2節 重要問題特例が適用された事例

(1) UARG 判決⁵³⁾：重要問題特例の再興

a) 事案の概要

本判決の事案はいささか複雑である。大気浄化法 (Clean Air Act: CAA)

ㄨであり、キツネに鶏小屋の番を託してしまうと番をしてくれないばかりかすぐに食べてしまうことから、信用ができないという意味や、わざわざ過ちが起こりやすい状況をつくり出すという意味で用いられている。

51) *Id.* at 1874-75.

52) *Major Question Objections*, *supra* note 5, at 2199-2200.

53) *Utility Air Regulatory Group v. Environmental Protection Agency*, 134 S. Ct. 2427 (2014). 本判決を紹介する日本語の文献として、大坂恵里「地球温暖化は公害か——アメリカにおける温室効果ガス規制の取組み——」東洋通信2015年度2月

は、工場や発電所等の固定発生源と、自動車等の移動発生源からの大気汚染物質の排出を規制する連邦法である。CAA は連邦環境保護庁（Environmental Protection Agency: EPA）に対して、全米の大気質に係る環境基準（National Ambient Air Quality Standards）を定める権限を与えており⁵⁴⁾、現在、6つの基準汚染物質（二酸化硫黄、粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、オゾン、および鉛）に関して環境基準が公表されている。各州は実施計画を策定して、当該基準を達成する義務を負っており、各州は当該基準に関してすべての地域を「達成地域」、「非達成地域」、「分類不可地域」と区分した上で、当該地域区分に応じた固定発生源に係る許可プログラムを各州の実施計画に定めなければならない⁵⁵⁾。そしてCAAは、当該基準の「達成地域」又は「分類不可地域」において、「主要な排出施設」の新設又は改修を行う場合には、大気質の顕著な悪化の防止（Prevention of Significant Deterioration）プログラムの下で許可（以下「PSD 許可」とする）を得なければならないと規定している⁵⁶⁾。またCAAにおいて、「主要な排出施設」とは、年間250トン（又は特定種の発生源については年間100トン）の「何らかの大気汚染物質（any air pollutant）」を排出する可能性がある固定発生源であると定義されており⁵⁷⁾、PSD 許可の

ㄨ号34頁（2015年）、横山丈太郎「Utility Air Regulatory Group v. EPA（温室効果ガスへの大気浄化法の適用に関するアメリカ合衆国連邦最高裁判所判例）」法学論集76号167頁（2015年）、辻雄一郎「気候変動と憲法——行政機関の統制についての憲法学的考察——」法政論叢52巻1号257頁（2016年）、清水晶紀「有限な行政リソースの下での行政法の実現：アメリカ連邦清浄大気法調整規則（Tailoring Rule）をめぐる議論を手掛かりに（上）、（中）、（下・完）」行政社会論集28巻3号1頁、28巻4号57頁、29巻1号1頁（2016年）、苦瀬雅仁「米国大気清浄法に基づく連邦環境保護庁による温室効果ガス排出規制権限について——Utility Air Regulatory Group v. EPA を中心に——」早稲田大学大学院法研論集157号69頁（2016年）、拙稿「温室効果ガスの規制に関する連邦環境保護庁の権限——Utility Air Regulatory Group v. Environmental Protection Agency, 134 S. Ct. 2427 (2014) 比較法学50巻1号156頁（2016年）がある。

54) 42 U.S.C. §§ 7408-7409.

55) 42 U.S.C. § 7410(a)(2)(C).

56) 42 U.S.C. §§ 7475(a)(1), 7479(2)(C).

57) 42 U.S.C. § 7479(1).

対象となる「主要な排出施設」は、CAA に基づく規制に服する各汚染物質に關する「利用可能な最善の排出抑制技術（best available control technology, 以下「最善抑制技術」とする）」に基づく排出基準を遵守する義務を負う⁵⁸⁾。

EPA は、2007年に連邦最高裁が Massachusetts 判決を下すまでは、CAA に基づく温室効果ガス規制に消極的であったが、同判決が CAA の定義規定における「大気汚染物質」に温室効果ガスが含まれ、EPA は CAA 第202条(a)(1) に基づき新車からの温室効果ガスの排出規制を行う権限を有すると判断したため、これを契機に EPA は CAA に基づく温室効果ガス規制に着手した。

EPA は、Massachusetts 判決によって CAA に基づく移動発生源の規制に温室効果ガスが含まれるとされた以上、CAA に基づく固定発生源の規制にも温室効果ガスが含まれると解し、2010年4月2日、EPA は温室効果ガスを排出する固定発生源に対して、PSD 許可の取得を義務付ける規則（Triggering Rule, 以下「トリガー規則」とする）を公表した⁵⁹⁾。

また同年6月3日、EPA は PSD 許可の排出基準値を温室効果ガスに合わせて調整する規則（Tailoring Rule, 以下「調整規則」とする）を公表した⁶⁰⁾。これは PSD 許可を現行の排出基準値（年間250トン）のまま温室効果ガスに適用すると、（温室効果ガスの排出量は二酸化硫黄等の排出量に比べて極めて多量となるため）対象発生源の数や許可審査に伴う費用が莫大になることから、規制対象となる温室効果ガスの排出基準値を「調整」するものである。具体的には、① CAA の下で既に他の汚染物質の排出に基づき PSD 許可の対象となっている固定発生源（以下、本判決の用語に従い「anyway source」とする⁶¹⁾）が、年間7

58) 42 U.S.C. § 7475(a)(4). また、PSD 許可の取得が必要な固定発生源は、CAA 第5章に基づく操業許可も得なければならない (42 U.S.C. § 7661(a).) が、本稿では第5章に基づく許可については割愛する。

59) Reconsideration of Interpretation of Regulations that Determine Pollutants Covered by Clean Air Act Permitting Programs; Final Rule, 75 Fed. Reg. 17,004 (Apr. 2, 2010).

60) Prevention of Significant Deterioration and Title V Greenhouse Gas Tailoring Rule; Final Rule, 75 Fed. Reg. 31,514 (June 3, 2010).

61) 従来型の大気汚染物質（二酸化硫黄等）の排出に基づき、いずれにしても PSD 〃

万5千トン以上の温室効果ガスの排出増加を伴う新設（又は改修）を行う場合に、温室効果ガスに係る最善抑制技術の遵守が要求され、② 温室効果ガスの排出量が年間10万トン以上となる新設（又は年間7万5千トン以上の温室効果ガスの排出増加を伴う改修）を行う固定発生源が新たに PSD 許可の対象となる。

そこで、複数の州や電力業界団体等がコロンビア特別区連邦控訴裁判所に訴え、EPA による「トリガー規則」や「調整規則」等の制定の違法性を争ったのが本件である⁶²⁾。

b) 判 旨

本件の争点は、① EPA が温室効果ガスの排出のみを理由に固定発生源を PSD 許可の対象とすることは適法かどうか、② EPA が anyway source に対して、最善抑制技術を用いた温室効果ガスの排出規制をすることは適法かどうかである。連邦最高裁は Chevron 法理を適用した上で、争点①につき EPA の規制権限を否定し（5対4）、争点②につきそれを肯定した（7対2）⁶³⁾。

↘許可の対象となる固定発生源という意味で「anyway source」と呼ばれる。

62) コロンビア特別区連邦控訴裁判所は、EPA の解釈は CAA によって必然的に要求されるものであるとして原告の主張を棄却したため (Coalition for Responsible Regulation, Inc. v. Environmental Protection Agency, 684 F.3d 102 (D.C. Cir. 2012).), 原告は上訴した。

63) スカリア裁判官が法廷意見を執筆した（ロバーツ首席裁判官及びケネディ裁判官が同調。アリート、トーマスの各裁判官が争点①に関する判断のみ同調。ブライアー、ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケイガンの各裁判官が争点②に関する判断のみ同調）。

争点①について、ブライアー裁判官が一部同意・一部反対意見を執筆（ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケイガンの各裁判官が同調）しており、同意見は、PSD 許可規定における「大気汚染物質」に温室効果ガスを含めることは、許可の対象が大規模発生源に限定されるのであれば可能であり、対象を限定する手段として「調整規則」を用いることは CAA の目的に資するものであって、Chevron 法理の下で EPA の合理的な裁量権の行使であると述べた。（法廷意見の文理解釈主義とブライアー裁判官の一部反対意見の目的論的解釈主義の対立については、拙稿・前掲注（53）163～64頁参照）。

また、争点②について、アリート裁判官が一部同意・一部反対意見を執筆（トーマス裁判官が同調）しており、同意見は、温室効果ガスが CAA の定義規定における「大気汚染物質」に含まれると判示した Massachusetts 判決自体がそもそも

まず争点①につき、EPA は、Massachusetts 判決が CAA の定義規定における「大気汚染物質」に温室効果ガスが含まれると判示したため、PSD 許可の要件である「何らかの大気汚染物質」にも温室効果ガスが含まれるという解釈が CAA から必然的に要求されると主張した。これに対して、本判決は、Massachusetts 判決は温室効果ガスが CAA の対象になりうるとしただけで、全ての個別規定において温室効果ガスを対象とすべきことを示したわけではないとする⁶⁴⁾。そして本判決は、「Massachusetts 判決は温室効果ガスを規制対象に含めることが CAA のスキームと矛盾すると考えられる場合に、CAA の個別規定に基づき規制可能な大気汚染物質の種類から温室効果ガスを排除する EPA の権限を剥奪していない」と指摘した上で⁶⁵⁾、PSD 許可規定における「何らかの大気汚染物質」は、制定法上の基準値で合理的に規制可能な「大気汚染物質」のみを対象としており、温室効果ガスのようにそれを対象とすることで許可プログラムを規定通りに実施することが困難となるような「大気汚染物質」を除外していると解釈したとしても、CAA の文言上の問題は生じないと述べた⁶⁶⁾。

続けて本判決は、以上より争点①で問題となっている「何らかの大気汚染物質」は曖昧であるとして、EPA の解釈が Chevron ステップ 2 の下で合理的であると判断されるかどうかについて検討する。本判決は、「Chevron 判決の敬讓的な枠組みの下でさえ、行政機関は『合理的な解釈の範囲内で』活動しなければならない。……制定法の『そのみでは曖昧であると考えられる規定は、しばしば当該制定法のスキームの別の部分によって明確化される。』……〔制定法の曖昧な規定についても〕『当該制定法全体の構造および仕組みに矛盾する』行政機関の解釈は敬讓に値しない」⁶⁷⁾とした上で、① PSD 許可プログラムを制定法の定める通りの基準値で温室効果ガスに適用した場合、年間の許可

↘誤りであって、本件の事案は同判決の欠陥をさらに浮き彫りにすると反論した。

64) 134 S. Ct. at 2440-41.

65) *Id.* at 2441.

66) *Id.* at 2442.

67) *Ibid.*

審査の数やそれに要する費用が膨大なものとなり、行政リソースに対して過度の要求を突きつけることになることや、② PSD 許可プログラムは、申請者に対して実体的にも手続的にも重大な要求を課すことになり、このような責任は大規模発生源のみが負担可能であることを指摘し、PSD 許可は比較的少数の大規模発生源に対して適用されることが意図されており、小規模発生源をも許可の対象に含める EPA の解釈は CAA の構造や仕組みに矛盾すると判示した。

さらに本判決は、EPA の解釈が Chevron ステップ 2 の下で排斥される理由として、Brown 判決を引用しつつ、以下のように付け加える。

「EPA の解釈は、それが明確な議会の授権なしに EPA の規制権限の膨大かつ変形力のある拡大をもたらすという理由からも不合理である。行政機関が、古くから存在する制定法において、『アメリカ経済の大部分』を規制するための予想外の権限を発見したと主張する場合、当裁判所は通常その知らせを懐疑的に受け取る。連邦議会が行政機関に対して非常に『経済的かつ政治的に重要な事項』に係る決定の権限を与えることを望む場合、当裁判所は連邦議会がそれを明確に示すことを求めている。数万もの小規模発生源に対して建設・改修の許可〔PSD 許可〕を要求する権限は、……当裁判所が曖昧な制定法の文言に読み込むことを躊躇してきた授権の種類に無理なく含まれる。……上述したように、当該制定法〔CAA〕は EPA の解釈を必然的に要求しているわけではないので、当該制定法が付与することを意図していないと EPA が〔調整規則の必要性を述べる文脈で〕自認する広範な権限を掌握することを EPA が要求することは、——言語道断であるとまでは言わないが——明らかに不合理であろう」⁶⁸⁾。

また、本判決は、調整規則について、行政機関は制定法の明確な文言を書き換えることによって、政策目標に合わせて立法を「調整する」権限を有しないため、調整規則によって EPA の解釈は合理的なものとはならないと示した⁶⁹⁾。

そして、争点②について本判決は、anyway source に対して最善抑制技術

68) *Id.* 2444 (quoting *Brown*, 529 U.S. at 159-160).

69) *Id.* 2444-46.

を用いた温室効果ガスの排出規制が適用されるとする EPA の解釈が Chevron ステップ2の下で許容されるか否かを検討し、最善抑制技術に係る規定は「本章〔CAA〕に基づく規制に服する各汚染物質」を対象としているところ、最善抑制技術に係る規定の文言は、PSD 許可に係る規定（「何らかの大気汚染物質」）よりもはるかに特定されていることや、仮に当該規定の文言が不明確であったとしても、既に PSD 許可の対象となっている固定発生源に対して温室効果ガスに関する最善抑制技術の遵守を要求することは実行不可能なものではなく、行政機関の権限の劇的な拡大をもたらすものでもないことを指摘し、争点②に係る EPA の解釈は合理的であると結論づけた⁷⁰⁾。

c) UARG 判決における重要問題特例の適用

本判決は、Massachusetts 判決を受けて EPA が着手した CAA に基づく温室効果ガスの規制⁷¹⁾ について、連邦最高裁が一部歯止めをかけたものである。Massachusetts 判決では重要問題特例が適用されなかったが、本判決が CAA に基づく温室効果ガス規制をめぐる EPA の制定法解釈に係る審査において重要問題特例を適用したことで、本判決は重要問題特例の発動を再び活気づけることになった。本件は、行政機関が曖昧な制定法の文言に自己の新たな規制権限を読み込んだ事案であり、このような事案に対する重要問題特例の適用は、Massachusetts 判決によって否定されたとも考えられる、行政機関の権限の拡大の危険（第2章第2節(2)で述べた論拠②）や委任禁止法理への抵触（論拠③）に基づく重要問題特例に回帰するもののように思われ⁷²⁾、重要問題特例が

70) *Id.* 2447-49.

71) 近年アメリカでは、連邦議会において温室効果ガス削減法案が数回提出されているものの、連邦議会の多数を占める共和党議員の反対により、すべて廃案となっている（*See, e.g., American Clean Energy and Security Act of 2009, H.R. 2454, 111th Cong. (2009).*）。オバマ前大統領は温室効果ガス削減政策の支持者であり、包括的な温室効果ガス削減立法の成立が困難な状況を受けて、オバマ政権下の EPA は行政立法を通じた既存の制定法（CAA）に基づく温室効果ガス排出規制を進めてきた。本件で問題となった「トリガー規則」及び「調整規則」も、その一環として策定されたものである。

72) *Major Question Objections, supra note 5, at 2200.*

いかなる論拠に基づくものであるかという議論にさらなる混乱をもたらすものであった。

また本判決は、Brown 判決のように Chevron ステップ1において重要問題特例を適用するのではなく、ステップ2において重要問題特例を適用した点に特徴がある。この点については、本件において連邦最高裁は、Chevron ステップ1において重要問題特例を適用したとしても、同様の結論（CAA に基づき温室効果ガスの排出のみを理由として固定発生源に対して PSD 許可の取得が要求されるという EPA の解釈の排斥）に達することができたとの指摘もある⁷³⁾。Brown 判決は、制定法の規定を「その文脈に応じて、また制定法全体のスキームにおける位置づけを視野に入れて」⁷⁴⁾ 解釈した結果、連邦議会は争点となる問題（食品医薬品局が食品医薬品化粧品法に基づきタバコ製品に対する規制権限を有するかどうか）について直接に言及しており、当該規制権限を有するという食品医薬品局の解釈を明確に排除していると結論づけた。したがって、本判決においても、連邦最高裁は、EPA の解釈が経済に対して及ぼすと考えられる重大な影響や、CAA 全体のスキームとの矛盾を根拠として、Chevron ステップ1のもとで、CAA の明白な文言によって EPA の解釈は排除されると判断することができたように思われる⁷⁵⁾。

Massachusetts 判決と本判決における Chevron 法理の適用をみみると、連邦最高裁は、温室効果ガスを CAA の規制対象とするか否かを決定する際に伴う行政機関の政策的判断に対して、直接その合理性を判断することを回避していることが窺われる。第3章第1節(1)にて既に述べたように、Massachusetts 判決において連邦最高裁は、CAA の「大気汚染物質」に関する広範な定義は「あらゆる種類のすべての大気中の化合物」を含むとした上で、温室効果ガスが「大気汚染物質」に該当することは明らかであり、規制権限の行使の可否を

73) Kevin O. Leske, *Major Questions About the "Major Questions" Doctrine*, 5 MICH. J. ENVTL. & ADMIN. L. 479, 497 (2016).

74) *Brown*, 529 U.S. at 133.

75) Leske, *supra* note 73, at 497-98.

温室効果ガスが「公衆の健康又は福祉を脅かす」か否かという科学的判断に基づくものと位置付けている⁷⁶⁾。そして本判決も、PSD 許可の規定において何が「大気汚染物質」にあたるかを直接判断するのではなく、あくまで規制における実務上の支障（制定法の仕組みが大規模発生源のみを対象としていることから生じる不合理）との関係で、EPA の解釈が許容できないものであると判断しており⁷⁷⁾、CAA における「大気汚染物質」に温室効果ガスが含まれるかという解釈に伴う EPA の政策的判断の合理性を正面から判断することを回避しているように思われる。

したがって、本判決が重要問題特例を Chevron ステップ 2 において適用し、EPA の制定法解釈を退ける 1 つの根拠として使用したことは、CAA の各規定において温室効果ガスが規制対象に含まれるかに関する EPA の政策的判断の是非を正面から判断することに躊躇する、そのような連邦最高裁の姿勢に起因するものと考えられる。

(2) King 判決⁷⁸⁾ : Chevron 法理の枠組みからの除外としての重要問題特例

a) 事案の概要

医療保険改革法 (Patient Protection and Affordable Care Act) は、各州において、個人が適格性を満たした保険プランを比較した上で購入することができる「取引所 (Exchange)」を創設することを要求している。同法は各州が自身の取引所を創設する機会を与えた上で、そのような州の取引所が創設されない場合には、連邦政府 (保健福祉省長官 (Secretary of Health and Human Services)) が当該取引所を創設すると規定している⁷⁹⁾。また、取引所を通じた保険加入の財政援助として、保険料の支出に対して税額控除が認められるこ

76) See *The Supreme Court 2013 Term*, *supra* note 44, at 366.

77) *Id.* at 370.

78) *King v. Burwell*, 135 S. Ct. 2480 (2015). 本判決の日本語の評釈として、坂田隆介「医療保険加入にかかる税額控除が連邦創設のエクステンジにも利用可能とする内国歳入庁の定めた規則を Chevron 敬讓の適用を否定して適法と認めた事例——*King v. Burwell*, 576 U.S. ___ (2015)——」立命館法学362号311頁 (2015年) がある。

79) 42 U.S.C. §§ 18031, 18041.

とになっているが、内国歳入法典（Internal Revenue Code）36条Bには、当該税額控除が認められるのは納税者が「医療保険改革法の1311条に基づき各州によって創設された取引所を通じて〔保険に〕加入する」場合である旨の規定が置かれていた⁸⁰⁾。他方で、内国歳入庁（Internal Revenue Service）が制定した規則⁸¹⁾では、州によって創設された取引所であるか、あるいは連邦（保健福祉省）によって創設された取引所であるかにかかわらず⁸²⁾、税額控除は「何らかの取引所（an Exchange）」を通じて保険プランに加入した場合に利用可能であると規定された⁸³⁾。そこでヴァージニア州の住民らが、内国歳入庁の規則が違法であると主張して出訴したのが本件である。下級審判決は、医療保険改革法の解釈について判断が分かれているものの、いずれも Chevron 法理を適用して判決を下した⁸⁴⁾。

b) 判 旨

連邦最高裁は、Brown 判決を引用しつつ、以下のように述べて、Chevron 法理の適用を回避した。

「行政機関による制定法解釈を分析する際、当裁判所はしばしば Chevron 判決において示された2段階からなる判断枠組みを適用する。この判断枠組みの下で、当裁判所は、制定法が曖昧であるか、もしそうであれば、行政機関の解釈が合理的であるかを審査する。このアプローチは『制定法の曖昧さが、連邦議会から行政機関への当該制定法の隙間を埋める権限の黙示的な委任を示すという理論を前提としている。しかしながら、例外的な事案においては、連邦議会がそのような黙示的な委任を意図していると結論付けることを躊躇する理由が存在しうる』⁸⁵⁾。

80) 26 U.S.C. §§ 36B(b)-(c).

81) Health Insurance Premium Tax Credit, 77 Fed. Reg. 30,377, 30,378 (May 23, 2012).

82) 45 C.F.R. § 155.20

83) 26 C.F.R. § 1.36B-2.

84) 下級審判決について、詳しくは、坂田・前掲注（78）313頁参照。

85) 135 S. Ct. at 2488 (quoting *Brown*, 529 U.S. 120, 159 (2000)).

本件はそのような事案の1つである。税額控除は医療保険改革法の重要な改革であり、毎年何十億ドルもの支出を伴い、何百万もの人々の健康保険料に影響を及ぼすものである。それゆえ、税額控除が連邦政府が創設した取引所 (Federal Exchanges) において利用可能かどうかは、この制定法のスキームの中核たる非常に『経済的かつ政治的に重要な』問題である。連邦議会がその問題を行政機関に割り当てることを望んだのであれば、連邦議会は間違いなく明確な形でそれを行なったであろう⁸⁶⁾。連邦議会がこの決定を、この種の医療保険政策の策定について何ら専門性を有していない内国歳入庁に委任していたとは特に考えがたい。これは内国歳入庁が決定すべき問題ではない⁸⁷⁾。

そして本判決は、内国歳入法典36条Bを曖昧であると認定し、結論としては内国歳入庁の解釈を支持したが、その際、内国歳入庁の解釈に何ら敬讓を与えることなく、判断代置型の審査を行なった⁸⁸⁾。

c) King 判決における重要問題特例の適用

King 判決は重要問題特例の適用についてさらなる混乱をもたらした。本判決は、Brown 判決とも UARG 判決とも異なり、重要問題特例を Chevron 法

86) *Id.* at 2489 (quoting *UARG*, 573 U.S. ___, ___, (2014)).

87) *Id.* at 2488-89.

88) *Id.* at 2492-96. 本判決は、「制定法の文言が明確であれば、当裁判所はその文言に従って制定法を執行しなければならない。しかし、しばしば、特定の文言やフレーズの意味——または『不明確性』——は、文脈に位置づけた場合にのみ明らかになることがある。したがって、当該文言が明確かどうかを決定する際、当裁判所はその文言を『文脈に応じて、また制定法全体のスキームにおける位置づけを視野に入れて』解釈しなければならない」と述べた上で、内国歳入法典36条Bの「18031条に基づき創設される取引所」という文言の意味は、「個別的に見れば」明確に見えるかもしれないが、関連する医療保険改革法の各規定と併せて考えれば、当該文言が少なくとも税額控除に関しては州及び連邦政府によって創設された取引所の両方に言及しているということも可能であって、当該文言は不明確であると指摘し、また制定法のより広範な構造に目を向ければ、文字通りの解釈は「全体として見れば受け入れ難い」ものとなるため、「本件では医療保険改革法の文脈と構造からすれば、制定法上の文言の最も自然な解釈から離れざるを得ない」と述べ、結論として36条Bの文言には連邦によって創設された取引所も含まれるという内国歳入庁の解釈を支持した (*id.* at 2489-95)。

理の適用可否審査（ステップ0）において適用し、本件は Chevron 法理の枠組みが適用されない例外的な事案であるとした。これは Mead 判決が示した、手続的な指標をもって Chevron 法理の適用の可否を判断するという従来の Chevron ステップ0の理解と明らかに相容れない取扱いである。

本判決については、Chevron 法理を適用したとしても同様の結論に達することが可能であると考えられる⁸⁹⁾。すなわち本判決は、Brown 判決のように Chevron ステップ1において重要問題特例を適用して税額控除の規定を「文脈に応じて、また制定法全体のスキームにおける位置づけを視野に入れて」⁹⁰⁾ 解釈することで同様の結論（連邦政府が創設した取引所にも税額控除が適用されるという内国歳入庁の解釈の支持）に達することができたし、あるいは、医療保険改革法の規定は不明確であるとして UARG 判決のように Chevron ステップ2の分析において重要問題特例を適用して、内国歳入庁の解釈を合理的であると支持することも可能であった⁹¹⁾。

ではなぜ本判決はこのような手法をとったのであろうか。この点については、本判決が将来の内国歳入庁による解釈の変更を禁じることを意図したからであるとの指摘がある⁹²⁾。すなわち、行政機関は、制定法の文言が曖昧である場合には、合理的な範囲内で解釈の変更が可能であるため、Chevron ステップ2において内国歳入庁の解釈を支持してしまうと、同庁による将来の解釈変更を許容してしまう。他方で、内国歳入法典36条Bの文言が「州によって」となっている以上、Brown 判決のように Chevron ステップ1において重要問題特例を適用し、連邦議会は連邦政府が創設した取引所にも税額控除が適用されるという明確な意図を示していると述べることは困難であった。その結果、本判決

89) See Jody Freeman, *The Chevron Sidestep*, HARV. U. ENVTL. L. PROGRAM (June 25, 2015), available at <http://environment.law.harvard.edu/2015/06/the-chevron-sidestep/> (last visited May 10, 2017).

90) *Brown*, 529 U.S. at 133.

91) Kevin O. Leske, *Major Questions About the "Major Questions" Doctrine*, 5 MICH. J. ENVTL. & ADMIN. L. 479, 498-99 (2016).

92) Abigail R. Moncrieff, *King, Chevron, and the Age of Textualism*, 95 B.U. L. REV. ANNEX 1, 3 (2015).

は、内国歳入法典36条Bの文言は不明確であるとしつつも、当該規定に係る内国歳入庁の解釈は Chevron 敬譲を受けるに値しないと判示したという見解である⁹³⁾。しかし、もしこのような理解が正しいとすれば、本判決は、重要問題に係る制定法解釈の権限を行政機関から剝奪するものであって、裁判所の自制的な法理としてこれまで機能してきた Chevron 法理を崩壊させうる危険性を孕んだものである⁹⁴⁾。

本判決の射程については、本件がオバマ政権の成果たる医療保険改革法に係る事案であり、政治的色彩を色濃く帯びるものであるということから、これを限定的に捉える見解も存在する⁹⁵⁾。また本判決の射程を限定しうる別の要因として、本判決が、医療保険改革法は健康保険法規であり、税務官庁である内国歳入庁はこの種の健康保険政策を策定する際の専門性を有しないことを指摘していることが注目される。Chevron 敬譲は行政機関が有する専門性をその根拠の1つとするものであり、本件においてはこの専門性の欠如が Chevron 法理の枠組みからの除外を正当化する根拠となっているとも考えられる。ただし、本判決は、この専門性の欠如と重要問題特例との関係を明確に示しているわけではなく、今後、連邦最高裁において重要問題特例がいかなる形で適用されるかは極めて不明瞭である。

第4章 重要問題特例をめぐる議論

第1節 重要問題特例の適用における一貫性の欠如

上述した連邦最高裁判決を分析すると、連邦最高裁は重要問題特例を Chevron 法理の枠組みとの関係でどのように位置づけるのかということに関する認識を徐々に変化させていることが分かる。重要問題特例を適用した連邦最高裁判決の中で、重要問題特例の目的や論拠について明確に言及するものは

93) *Id.* at 6.

94) Leske, *supra* note 91, at 499-500.

95) See, e.g., David Gamage, *Foreword—King v. Burwell Symposium: Comments on the Commentaries (and on Some Elephants in the Room)*, 2015 PEPP. L. REV. 1, 3-5 (2015).

存在せず、その論拠自体も事案ごとに変容するように思われる。それゆえ、連邦最高裁の重要問題特例をめぐる多様なアプローチを統合的に理解することは困難である。

第1に、連邦最高裁はこれまで、重要問題特例を3つの異なる段階で適用している。Brown 判決では、重要問題特例は Chevron ステップ1において行政機関の制定法解釈を退けるものとして適用された。しかし、UARG 判決では、重要問題特例は Chevron ステップ2において行政機関の制定法解釈の一部を退けるものとして適用されており、また King 判決では、Chevron 法理の適用可否審査（ステップ0）において Chevron 法理の枠組みからの除外を根拠付けるものとして重要問題特例が適用されているが、結果として行政機関の制定法解釈は肯定されている⁹⁶⁾。

第2に、重要問題特例は、一般的に、行政機関が制定法上の文言を新たに自己の権限を拡大する形で解釈することを妨げるために適用されるものであると考えられており⁹⁷⁾、Brown 判決および UARG 判決ではそのような形で重要問題特例が適用されているが、King 判決は行政機関による解釈の変更が問題になった事案ではなく、Massachusetts 判決に至っては行政機関に対して新たに制定法上の権限を拡大する解釈を強いる判断を示した。

第3に、委任禁止法理を根拠として重要問題特例を理解した場合、それが成り立つのは、重要問題について議会による政策決定を促すために、法律による明示なしに行政機関によって重要な政策決定が行われたならば、その行政機関による解釈を退けるものとして重要問題特例が適用されることが必要であると考えられる。実際、重要問題特例は通常、行政機関の制定法解釈を退けるものとして適用される。しかし、King 判決においては、重要問題特例が適用されたにも関わらず、内国歳入庁の規則が支持された。

第4に、そもそも Chevron 法理に基づく行政機関の制定法解釈に対する敬讓の根拠は、行政機関が裁判所よりも争点となっている問題について専門性を

96) Leske, *supra* note 91, at 500.

97) Sunstein, *supra* note 10, at 232-33.

有しており、かつ政治的アカウンタビリティの観点からも優位である（それゆえ連邦議会は行政機関への制定法に係る解釈権限の委任を意図している）というものであった⁹⁸⁾。しかし、重要問題特例を適用する最高裁判決において、なぜ「重要問題」に係る行政機関の解釈については敬讓が不要となるかについて行政機関が有する専門性および政治的アカウンタビリティの観点からの説明が一切なされていない⁹⁹⁾。また、連邦議会在重要問題については行政機関に対して解釈権限を委任することを望まないとしても、連邦最高裁は重要問題特例を適用するにあたって、なぜ重要問題については連邦議会在行政機関による解決よりも裁判所による解決を望むと考えられるのかについて積極的な答えを示したことがない¹⁰⁰⁾。

以上より、重要問題特例の目的や論拠は不明確であり、当該特例を適用する連邦最高裁判決について整合的な説明を図ることは困難であるように思われる。

第2節 Chevron 法理の枠組みの中で重要問題特例を適用する場合の問題点

上述のとおり、連邦最高裁の重要問題特例の適用には一貫性がなく、これは行政機関の制定法解釈に係る予測不可能な枠組みを生み出している。これは行政国家における一貫性、公平性、および透明性という目標を損なうおそれのあるものである¹⁰¹⁾。

98) *Chevron*, 467 U.S. at 843-845.

99) *Major Question Objections*, *supra* note 5, at 2202. ただし、King 判決は、税務官庁である内国歳入庁が健康保険政策について専門性を有しないことを指摘しており、重要問題特例は行政機関が有する専門性の程度に応じて適用のされ方が異なるとも考えられる。

100) *Ibid.*

101) Leske, *supra* note 91, at 499-500. ただし、重要問題特例に対する批判の1つの根拠となっている「重要問題にあたるか否かの判断の困難さ」という問題点について、釦持・前掲注(2)117~118頁は、重要問題にあたるか否か(制定された規則が規制システムの根幹部分を変更するものであるか否か)に係る各裁判官の判断の相違は争点となっている制定法の規定の「前後の文脈の参照方法や参照する条文の範囲」、「条文以外に法目的や立法史、他の判例を参照するか否か」などの「法律解釈の手法の相違に由来するものであり」、当該問題点は重要問題特例が必然的に

連邦最高裁による近時の重要問題特例の適用は、Chevron 法理の敬讓的な枠組みを大幅に改変する可能性を有する。Chevron 法理はそもそも、専門性を有し、かつ政治的アカウンタビリティにおいて優位性をもつ行政機関に制定法上の不確定性の解決を委ねることを目的とするものである。しかし、重要問題特例は、そのような Chevron 敬讓の根拠とは関係なく、行政機関の解釈権限を裁判所に移行させる。Chevron 法理の核心が裁判所の解釈権限を一定の場合に抑制することであるならば、重要問題特例は裁判所の自制的な法理として機能してきた Chevron 法理の意義を損なうおそれがあると思われる¹⁰²⁾。さらに、これは重要な政策決定に係る権限を行政機関から裁判所に移行するという点において、権力分立に係る問題を示唆するものでもあろう¹⁰³⁾。

また、連邦裁判所は、重要問題特例を積極的に適用することによって、不明瞭な制定法の規定について行政機関が特定の解釈を選択した理由が正当なものであるかを十全に検討することなく、（重要問題に係る解釈については連邦議会の明白な言明が必要と述べることによって）簡単に行政機関を被告とする訴訟を解決することが可能となるかもしれない。すなわち、重要問題特例の適用は、政治色の濃い行政機関の解釈における理由付けを正面から評価することから裁判所を解放することになる¹⁰⁴⁾。

第3節 Chevron 法理の適用可否審査として重要問題特例を適用する場合の問題点

King 判決が Chevron 法理にもたらした大きな革新は、争点となる問題が経済的かつ政治的に重要な問題であるということが、Chevron 法理の枠組みの中で1つの考慮要素となるにとどまらず、Chevron 法理の枠組みから当該問題を完全に除外するものとして考慮されうると示したことであった¹⁰⁵⁾。ただ

↘ 伴うものではないため、致命的な欠点とはいえないと指摘している。

102) Leske, *supra* note 91, at 499-500.

103) *Ibid*

104) *Major Question Objections*, *supra* note 5, at 2212.

105) *Id.* at 2206.

し、このような Chevron 法理の適用可否審査（ステップ0）での重要問題特例の適用は、当該審査を不明瞭なものへと変えてしまう可能性がある。

すなわち、Mead 判決が示した Chevron ステップ0は、規則を制定し又は裁決を行う制定法上の授権がある場合には、議会から行政機関への委任があるものと理解されるという「手続的な指標」に依拠するものであった。その一方で、King 判決型の重要問題特例の適用は、争点となる「問題の重要性」を議会から行政機関への委任の指標とするものである。しかしながら、King 判決は、どのような問題であれば、Chevron 法理の枠組みからの完全な除外を正当化する「経済的かつ政治的な重要性」があるといえるかについて、明確な指針を示していない。

また、問題の重要性を指標として Chevron 法理の適用可否を判断するという考え方は Arlington 判決において連邦最高裁自身が退けた理論に回帰するものであるとの指摘がある¹⁰⁶⁾。すなわち、連邦最高裁は、Arlington 判決において、Chevron 法理の適用可否を左右する「行政機関の権限を画定する重要な規定」とそうでない規定の区別を否定し、このような区別は「行政機関の意思決定における専断的かつ定義不能なカテゴリー」をつくり出すものであると判示していた¹⁰⁷⁾。連邦最高裁は様々な種類の経済的かつ政治的に重要な問題に対して Chevron 法理を適用してきたが、King 判決はどのような事案が「重要問題」を伴う事案であり、それゆえ Chevron 法理の枠組みから除外されることになるかについて明確な指針を示していないことからすると、King 判決における重要問題特例の適用はまさに、Chevron 法理枠組みの適用可否を左右する「行政機関の意思決定における専断的かつ定義不能なカテゴリー」をつくり出すに等しいものであろう。

さらに、重要問題特例の適用によって行政機関から裁判所への解釈権限が移行されることは上述のとおりであるが、連邦最高裁が Chevron 法理の枠組みの適用を完全に否定するような形で重要問題特例を適用する King 判決のよう

106) *Id.* at 2207.

107) *Arlington*, 133 S. Ct. at 1874.

な事例においては、さらなる重大な権限の移行をもたらすことになる¹⁰⁸⁾。King 判決型の重要問題特例の適用は、経済的かつ政治的に重要な問題に係る制定法上の不確定性を行政機関と裁判所のどちらが解決すべきかに係る判断を、広範な裁量を有する形で裁判所に委ねるものであり、Chevron 法理の敬讓的な枠組みを崩壊させる危険性を孕んでいる¹⁰⁹⁾。

第5章 おわりに

本稿では、Chevron 敬讓を修正する法理として適用されてきた重要問題特例について、とりわけ最近の連邦最高裁判決に焦点を当てて検討してきた。連邦最高裁による重要問題特例の適用をめぐることは、現在、Chevron 法理において大きな混乱が渦巻いているといえる。重要問題特例がそもそもどの程度の「経済的かつ政治的に重要な問題」であれば適用されるかについての判断は極めて不明瞭であり、またそれが適用される場合に Chevron 法理の枠組みとの関係においてどのような段階（Chevron ステップ 0～2）で適用されるのかについても連邦最高裁は明確な指針を示しておらず、連邦最高裁は行政立法の司法的統制において予測不可能な枠組みを生み出している。

重要問題特例の嚆矢となった Brown 判決において、連邦最高裁は重要問題特例を適用し、食品医薬品化粧品法に基づき新たにタバコ製品へ規制権限を拡大する食品医薬品局の制定法解釈を退けた。同判決後、重要問題特例は、①権力分立の帰結として連邦議会は重要な政策決定を行政機関に委ねることを意図しないと考えられること、②行政機関が自己の制定法上の権限にかかわる解釈を委ねられた場合には自己の権限を拡大するおそれがあること、③重要な政策決定を行政機関に委ねることは委任禁止法理に抵触する可能性があること等を論拠とするものであると理解されていた。

しかしながら、Massachusetts 判決は、重要問題特例を適用することなく、環境保護庁が大気浄化法の定義規定における「大気汚染物質」という抽象的な

108) Leske, *supra* note 91, at 499.

109) *Major Question Objections*, *supra* note 5, at 2208.

文言の解釈を通じて温室効果ガスを対象とする新たな規制を行うことを要求したため、上記②や③の論拠に疑義が示されることになった。他方で、同じく大気浄化法に基づく温室効果ガス規制の可否が問題となった UARG 判決は、重要問題特例を適用した上で当該規制を一部退けたため、連邦最高裁は上記②や③を論拠とする重要問題特例に回帰したようにも思われ、重要問題特例がいかなる論拠に基づくものであるかも一層不明瞭なものとなっている。上記①の論拠についても、連邦議会が重要問題については行政機関に対して制定法の解釈権限を委任することを望まないとしても、なぜ当該問題について連邦議会が行政機関による解決よりも裁判所による解決を望むと考えられるのかについて、連邦最高裁は積極的な答えを示したことがない。

また重要問題に係る行政機関の制定法解釈に対して敬讓が不要となる理由について、Chevron 敬讓の根拠とされている行政機関の有する専門性或政治的アカウンタビリティの観点からの明確な説明は示されておらず、重要問題特例が Chevron 敬讓の根拠との関係でどのように正当化されるのかは明らかではない。さらに、King 判決は、Chevron 法理の枠組み内で重要問題特例を適用するのではなく、重要問題に係る行政機関の制定法解釈を Chevron 法理の枠組みから完全に除外するものとして Chevron 法理の適用可否審査（Chevron ステップ0）において重要問題特例を適用した。このような重要問題特例の適用は、重要問題に係る制定法の解釈権限を行政機関から裁判所に移行する点で、Chevron 法理の意義を損なう可能性がある。

近時の積極的な重要問題特例の適用は、行政機関の制定法解釈に対して敬讓的な Chevron 法理を適用することを制限しようという連邦最高裁の姿勢を示唆するものといえる。今後、重要問題特例は、行政機関の制定法解釈に異議を唱えるための有力な手段として機能することも考えられ、その適用のいかんによっては Chevron 法理の枠組み自体が大きく変容を遂げる可能性がある。最近の連邦最高裁における重要問題特例の適用事例として、2014年の UARG 判決では大気浄化法に基づく温室効果ガス規制の是非が、そして2015年の King 判決では医療保険改革法における医療保険加入者を拡大するための重要な仕組

みの1つが問題となっており、どちらもアメリカ社会において疑いなく経済的かつ政治的に重要な問題である。両判決で適用された重要問題特例は、今後どのような事案に適用され、Chevron 法理の敬讓的な枠組み全体にどのような影響を及ぼすのか、今後の判例の展開について注視していきたい。